

屋外広告物を設置する皆様へ

日本を代表する風景地である「箱根」は、その美しい自然と町並み景観から国の内外から多くの方々が訪れています。

景観に影響を与えるものに「屋外広告物」がありますが、その設置については「自然公園法」と「神奈川県屋外広告物条例」双方の届出又は許可申請が必要となっています。

広告物の設置には、大きさ、数量、表示内容、色合いなどについて規制があり、設置できない場所、表示できない場所（禁止地域・禁止物件）があります。

県条例上の広告物の構造等については「建築基準法」の確認が必要なものもあります。

また、道路の歩道への出幅のある看板などについては「道路法」の確認と手続きが必要です。

それぞれの広告物を設置する前に、必ず下記機関にお問い合わせください。

関係機関

各関係法令等	対象窓口	電話番号
○自然公園法	環境省 富士箱根伊豆国立公園管理事務所	0460-84-8727（代表）
○神奈川県屋外広告物条例 ○道路法（国・県道）	神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター 許認可指導課	0465-34-4141（代表）
○建築基準法	神奈川県県西土木事務所 まちづくり建築指導課	0465-83-5111（代表）
○道路法（町道等） ○箱根町景観計画等	箱根町 環境整備部都市整備課	0460-85-9566（直通）

自然公園法の主な内容と基準

<自然公園法の内容>

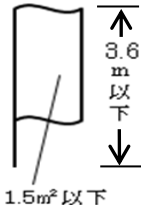
箱根町のほぼ全域が国立公園に指定されており、自然公園法の制限を受けます。

- ① 地域は「特別保護地区」、「特別地域」、「普通地域」に区分されています。
- ② 特別保護地区と特別地域での屋外広告物の設置については「申請→許可」、普通地域での設置については「31日前までに届出」が必要です。

* 申請等の前に内容について予め事前相談し、確認を受けてください。



<自然公園法の基準>

対 象	基 準								
<ul style="list-style-type: none"> 自己営業表示看板 標識類（誘導看板） 案内図 	<p>各々設置数量、サイズ、色彩について基準があります。 （色彩は原則として茶地に白文字となります。） なお、動光又は光の点滅を伴う電光看板は認められません。</p>								
<ul style="list-style-type: none"> のぼり旗 	<table border="1"> <tr> <td>本数</td> <td>: 営業地内に「2本」まで</td> </tr> <tr> <td>表示面積</td> <td>: 1.5㎡以下</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>: 3.6m以下</td> </tr> <tr> <td>色彩</td> <td>: 緑・白・茶色・黒の3色以内</td> </tr> </table> 	本数	: 営業地内に「2本」まで	表示面積	: 1.5㎡以下	高さ	: 3.6m以下	色彩	: 緑・白・茶色・黒の3色以内
本数	: 営業地内に「2本」まで								
表示面積	: 1.5㎡以下								
高さ	: 3.6m以下								
色彩	: 緑・白・茶色・黒の3色以内								

* 基準の詳細は、窓口へお問い合わせいただくか、環境省ホームページ掲載の「箱根地域における広告物の審査基準(概要)」をご参照ください。

(<http://www.env.go.jp/park/fujihakone/intro/index.html>)

県屋外広告物条例の主な内容と基準

<県屋外広告物条例の主な内容>

- ① 地域は「5つの許可地域」と「禁止地域」に区分されています。
- ② 許可地域内での設置について「申請→許可」が必要です。
- ③ 内容により「規制を受けない範囲」があります。

* 申請等の前に内容について予め事前相談し、確認を受けてください。

<県屋外広告物条例の基準>

対 象	設置してはならない場所
広告物の表示を全面的に禁止（条例第3条第2項）	橋梁（ガード類含む）、高架構造物、トンネル、信号機、道路の分離帯、道路の防護柵、道路標識、駒止め、里程標、街路樹、郵便差出箱、電話ボックス、公衆便所、路上に設置する変圧器及び配電機、銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件、消火栓、火災報知機、指定消防水利標識、防火水槽標識、火の見やぐら、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンクその他これに類する物件、
はり紙、はり札、立て看板の表示を禁止（条例第3条第3項）	電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所の上置、植樹帯

* 他の広告物についての基準等については、窓口へお問い合わせいただくか、神奈川県ホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp>）で「神奈川県屋外広告物条例及び施行規則」をご参照ください。

箱根町景観計画の内容

- ① 一定規模以上の建築行為や外壁等の修繕、色彩を変更する場合は、届出が必要です。
- ② 景観計画では、自然公園法や県屋外広告物条例により、屋外広告物を規制することとしています。（重点的に独自の規制を設ける区域を除く。）

* 景観計画の詳細については、窓口にお問い合わせいただくか、町のホームページをご参照ください。
(<https://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/11,2461,88,html>)